

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(3)性犯罪への対策の推進</p>	<p>ア 性犯罪への厳正な対処等</p> <p>○関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p> <p>①女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。</p> <p>○性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成</p> <p>②全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。</p>	<p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁</p>	<p>○平成18年の強姦(致死傷も含む)の検挙件数は1,460件(前年比1.2%増)、平成18年の強制わいせつの検挙件数は3,779件(前年比0.5%減)</p> <p>・平成19年の強姦(致死傷も含む)の検挙件数は1,394件(前年比4.5%減)、強制わいせつの検挙件数は3,542件(前年比6.3%減)</p> <p>・平成20年の強姦(致死傷も含む)の検挙件数は1,326件(前年比4.9%減)、強制わいせつの検挙件数は3,555件(前年比0.4%増)(警察庁)</p> <p>○平成20年の強姦(強姦致死傷, 集団強姦, 集団強姦致死傷を含む)の通常受理人員数は, 1690人, 公判請求人員数は, 789人であり, 同年の強制わいせつ(強制わいせつ致死傷を含む)の通常受理人員数は, 3014人, 公判請求人員数は, 1443人である。女性に対する性犯罪に対しては, 刑法等の関係法令を適用し, 適正な処罰の実現に努めている。(法務省)</p> <p>○警察庁において、性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施(警察庁 平成19年度～)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」(平成21年4月現在51人)及び性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪指導係」(平成21年4月現在296人)を各都道府県警察に設置(警察庁)(7(1)イ④に前掲)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○性犯罪の潜在化防止に向けた取組</p> <p>③「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。</p> <p>○精神面の被害への適切な対応</p> <p>④性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD(心的外傷後ストレス障害)や他の様々な精神障害に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適切な対応を図る。</p>	<p>警察庁</p> <p>警察庁、法務省、関係府省</p>	<p>○性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成21年4月現在7,156人)するとともに、性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成21年4月現在311名の女性警察官を鑑識部門に配置)。(7(1)イ④に前掲)(警察庁)</p> <p>○犯罪被害等に関する相談に応じる窓口として、各都道府県警察の本部に警察総合相談室を設置。 また、電話による相談にも応じることができるよう、性犯罪に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」や「#9110番」等の相談電話を各都道府県警察本部に設置。(警察庁 平成元年～)(7(1)イ①に前掲)</p> <p>○警察庁において、性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施(平成19年度～)(警察庁)(7(1)イ④に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																																																																																						
	<p>○各種の性犯罪への対応</p> <p>⑤児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法(強姦罪)及び児童福祉法(児童に淫行をさせる行為)等を適用して、家庭内等における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。</p>	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p>	<p>○各種警察活動を通じた児童虐待事案の早期発見、児童を保護する観点からの厳正な捜査等を実施。(警察庁)</p> <table border="1" data-bbox="1025 467 1973 959"> <caption>児童虐待事件の態様別検挙状況</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">総数</th> <th colspan="3">身体的虐待</th> <th colspan="3">性的虐待</th> <th colspan="3">怠慢又は拒否</th> <th colspan="3">心理的虐待</th> </tr> <tr> <th>検挙件数</th> <th>検挙人員</th> <th>被害児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>307</td> <td>319</td> <td>319</td> <td>205</td> <td>213</td> <td>217</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>300</td> <td>323</td> <td>315</td> <td>211</td> <td>227</td> <td>224</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>69</td> <td>20</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18年</td> <td>297</td> <td>329</td> <td>316</td> <td>199</td> <td>221</td> <td>215</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>23</td> <td>31</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1025 730 1973 959"> <caption>児童虐待事件の罪種別検挙件数</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th rowspan="2">殺人</th> <th rowspan="2">傷害</th> <th rowspan="2">傷害致死</th> <th rowspan="2">暴力行為</th> <th rowspan="2">暴行</th> <th rowspan="2">逮捕</th> <th rowspan="2">強姦</th> <th rowspan="2">強制わいせつ</th> <th rowspan="2">児童福祉法違反</th> <th rowspan="2">児童買春・児童ポルノ禁止法違反</th> <th rowspan="2">青少年保護法違反</th> <th rowspan="2">保護責任者遺棄</th> <th rowspan="2">重過失致死傷</th> <th rowspan="2">覚せい剤違反</th> <th rowspan="2">学違反</th> <th rowspan="2">現等住建造物火</th> </tr> <tr> <th>数</th> <th>人</th> <th>害</th> <th>死</th> <th>為</th> <th>行</th> <th>禁</th> <th>せ</th> <th>反</th> <th>違</th> <th>反</th> <th>違</th> <th>反</th> <th>物</th> <th>火</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>307</td> <td>45</td> <td>135</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>44</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>300</td> <td>39</td> <td>156</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>22</td> <td>10</td> <td>25</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18年</td> <td>297</td> <td>48</td> <td>133</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成20年の児童福祉法違反事件の通常受理件数は557件、起訴件数は381件(うち公判請求は374件)であり、児童に淫行をさせる等、悪質な行為に対し、厳正な処罰を実現。(法務省) ※児童福祉法違反の件数は、「児童に淫行をさせる行為」以外のものも含んだ数字である。</p> <p>○児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施。(厚生労働省)</p>		総数			身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待			検挙件数	検挙人員	被害児童数	20年	307	319	319	205	213	217	82	82	82	20	24	20	0	0	0	19年	300	323	315	211	227	224	69	70	69	20	26	22	0	0	0	18年	297	329	316	199	221	215	75	77	77	23	31	24	0	0	0		総数	殺人	傷害	傷害致死	暴力行為	暴行	逮捕	強姦	強制わいせつ	児童福祉法違反	児童買春・児童ポルノ禁止法違反	青少年保護法違反	保護責任者遺棄	重過失致死傷	覚せい剤違反	学違反	現等住建造物火	数	人	害	死	為	行	禁	せ	反	違	反	違	反	物	火	20年	307	45	135	19	0	19	5	16	18	44	2	2	18	2	0	0	1	19年	300	39	156	15	0	16	2	22	10	25	3	9	16	1	0	1	0	18年	297	48	133	15	4	14	1	14	26	25	2	8	20	2	0	0	0												
	総数				身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待																																																																																																																																																											
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数																																																																																																																																																										
20年	307	319	319	205	213	217	82	82	82	20	24	20	0	0	0																																																																																																																																																										
19年	300	323	315	211	227	224	69	70	69	20	26	22	0	0	0																																																																																																																																																										
18年	297	329	316	199	221	215	75	77	77	23	31	24	0	0	0																																																																																																																																																										
	総数	殺人	傷害	傷害致死	暴力行為	暴行	逮捕	強姦	強制わいせつ	児童福祉法違反	児童買春・児童ポルノ禁止法違反	青少年保護法違反	保護責任者遺棄	重過失致死傷	覚せい剤違反	学違反	現等住建造物火																																																																																																																																																								
																		数	人	害	死	為	行	禁	せ	反	違	反	違	反	物	火																																																																																																																																									
20年	307	45	135	19	0	19	5	16	18	44	2	2	18	2	0	0	1																																																																																																																																																								
19年	300	39	156	15	0	16	2	22	10	25	3	9	16	1	0	1	0																																																																																																																																																								
18年	297	48	133	15	4	14	1	14	26	25	2	8	20	2	0	0	0																																																																																																																																																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑥痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対策を推進する。</p> <p>⑦インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。</p> <p>⑧盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点に十分配慮し、厳正な取締りに努めつつ、法整備に関する検討をする。</p>	<p>警察庁、国土交通省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、法務省</p>	<p>○ 迷惑防止条例等の刑罰法令により痴漢事犯に対する取締りを推進。(警察庁)</p> <p>○ 女性被害相談所では、痴漢被害に遭った女性からの相談を受理した場合は、被害実態や発生状況に応じ、被害者に同行して警乗を実施。(警察庁)</p> <p>○ 各都道府県警察において、事犯の多発時期や多発日時等を踏まえた痴漢防止のキャンペーンや警乗強化日等を設定。(警察庁)</p> <p>○ 鉄道事業者等と連携して、駅構内、車内におけるポスター掲出による痴漢行為等の迷惑行為防止の啓蒙活動を実施。(国土交通省 平成17・18年度:年1回実施、平成19年度～:年2回実施)</p> <p>○ 都道府県警察では、インターネット上の違法情報・有害情報の有無を調査するサイバーパトロールや一般のインターネット利用者からの同情報に関する通報を受理するインターネットホットラインセンターからの通報等により、これらの情報の把握・削除依頼に努めるとともに、違法情報について厳正な取締りを推進。(警察庁)(7(1)ウ④に前掲)</p> <p>○ 盗撮を含む秩序違反行為について、事案の内容に応じて指導、警告及び検挙を実施。(警察庁)</p> <p>○ 女性の性的尊厳やプライバシーに配慮しつつ、軽犯罪法等の関係法令を適用し、適正な処罰の実現に努めている。(法務省)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑨ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。 イ 被害者への配慮等</p> <p>○女性警察官等の配置</p> <p>①指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。</p>	<p>警察庁</p> <p>警察庁</p>	<p>○ 白昼に繁華街で敢行されたポルノ撮影に伴う公然わいせつ事犯を検挙するなど、ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りを実施。(警察庁)</p> <p>○ 専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者への付添い、ヒアリング、説明等の事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を、各都道府県警察が導入。(警察庁)</p> <p>○ 性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」(平成21年4月現在51人)及び性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪指導係」(平成21年4月現在296人)を各都道府県警察に設置(警察庁)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○ 性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成21年4月現在7,156人)するとともに、性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成21年4月現在311名の女性警察官を鑑識部門に配置)。(警察庁)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p> <p>②被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。</p>	<p>警察庁、法務省</p>	<p>○ 被害者の事情聴取に当たり被害者が安心して事情聴取に応じられるようにするため、応接セットの備え付け、照明や内装の整備等の施設の改善を実施するほか、被害者のプライバシー保護に配慮した被害者支援用車両を配備。(警察庁)</p> <p>○ 性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」(平成21年4月現在51人)及び性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪指導係」(平成21年4月現在296人)を各都道府県警察に設置(警察庁)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○ 性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成21年4月現在7,156人)するとともに、性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成21年4月現在311名の女性警察官を鑑識部門に配置)。(警察庁)</p> <p>○ 性犯罪被害者の精神的負担の軽減を図るため、性犯罪捜査証拠採取セット、ダミー人形の整備を推進(警察庁)</p> <p>○ 従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省)(7(1)イ④に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○被害児童に対する支援活動の推進</p> <p>③性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けた児童に対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援に努める。</p> <p>○診断・治療等に関する支援</p> <p>④性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けられることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。</p>	<p>警察庁、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 少年の心理や特性に関する専門的知識・技能を有する少年補導職員等を立ち合わせるなど被害児童の心情に配慮した事情聴取、関係機関との緊密な連携による被害児童に対するカウンセリングの実施など被害児童の立ち直りに向けたきめ細かな支援等を実施。(警察庁)</p> <p>○ 児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施。(厚生労働省)(7(3)ア⑤に前掲)</p> <p>○ 婦人相談所における心理療法担当職員の配置(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ③に前掲) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:33カ所、19年度:33カ所、19年度:33カ所</p> <p>○ 婦人相談所における同伴児童の対応等を行う指導員の配置(厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>○ 平成18年の医療法改正により、住民等が医療に関する情報を得られ、適切な医療を選択できるよう支援するため、医療機関に関する基本的な情報や提供する医療の内容に関する情報等、一定の情報を住民等に利用しやすい形で提供する制度(医療機能情報提供制度)を設けたところであり、医療機関の基本情報については、全ての都道府県で公表済み。性暴力被害者であれば必要とされるであろう、婦人科、精神科、心療内科等の医療機関の情報についても容易に得ることが可能となるよう措置。 また、併せて医療に関する広告の規制の見直しを行い、これまで認められていなかった性暴力被害者のカウンセリングを実施している旨等の広告を医療機関が行うことが可能となるよう措置。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑤被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。</p> <p>⑥性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法を含め、検討を行う。</p> <p>○被害者等に関する情報の保護</p> <p>⑦被害者等の安全の確保やプライバシーの保護を図るため、現行制度の適切な運用を徹底するとともに、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の保護を図るための制度の導入について検討する。</p>	<p>警察庁、法務省、関係府省</p> <p>警察庁</p> <p>法務省</p>	<p>各都道府県警察において、産婦人科医師会等とのネットワークを構築。(警察庁)</p> <p>○ 全都道府県において、性犯罪被害者等の緊急避妊等に要する経費を措置。(警察庁)</p> <p>○ 第166回国会に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を提出し、平成19年6月に可決・成立。本法律により、①裁判所は、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定ができる②検察官は、証拠開示の際、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害されるおそれなどがあると認めるときは、弁護人に対し、被害者等の氏名がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができるなど、刑事手続における被害者等に関する情報の保護が図られることとなった(平成19年12月26日施行)。(法務省)</p> <p>○ 従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省)(7(1)イ④に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																				
	<p>○被害者連絡等の推進</p> <p>⑧捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知する検察の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を引き続き促進する。</p>	<p>警察庁、 法務省</p>	<p>○平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画を踏まえ、被害者連絡実施要領等の改正を実施(平成18年12月)。同要領の改正により、被害者連絡の対象犯罪に集団強姦罪、人身売買罪等を追加したほか、被害者連絡の対象者に対し「被害者の手引き」を用いて、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についても連絡を行う旨規定(警察庁)</p> <p>○平成11年4月から、検察庁において、被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処理結果、公判期日及び刑事裁判の結果等を通知する制度を全国統一の制度として実施。さらに、平成13年3月からは、被害者等からの希望に応じて、受刑者の出所情報を通知することとし、平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。</p> <p>また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。(法務省)</p> <p>被害者等通知制度による通知件数総数及び通知内容内訳</p> <table border="1" data-bbox="1003 922 2040 1235"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知総数</th> <th>事件の捜査処理</th> <th>公判期日等</th> <th>裁判結果</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年</td> <td>80,720</td> <td>33,346</td> <td>18,578</td> <td>26,882</td> <td>1,914</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>80,426</td> <td>32,074</td> <td>19,097</td> <td>27,027</td> <td>2,228</td> </tr> <tr> <td>18年</td> <td>82,489</td> <td>32,067</td> <td>20,110</td> <td>28,022</td> <td>2,290</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>84,565</td> <td>34,298</td> <td>19,766</td> <td>28,023</td> <td>2,478</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>102,452</td> <td>36,739</td> <td>21,283</td> <td>31,728</td> <td>12,702</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成16年から19年については、検察庁における実施状況であり、同期間の「その他」欄は、「受刑者の釈放」に関する事項の件数である。</p>		通知総数	事件の捜査処理	公判期日等	裁判結果	その他	16年	80,720	33,346	18,578	26,882	1,914	17年	80,426	32,074	19,097	27,027	2,228	18年	82,489	32,067	20,110	28,022	2,290	19年	84,565	34,298	19,766	28,023	2,478	20年	102,452	36,739	21,283	31,728	12,702
	通知総数	事件の捜査処理	公判期日等	裁判結果	その他																																		
16年	80,720	33,346	18,578	26,882	1,914																																		
17年	80,426	32,074	19,097	27,027	2,228																																		
18年	82,489	32,067	20,110	28,022	2,290																																		
19年	84,565	34,298	19,766	28,023	2,478																																		
20年	102,452	36,739	21,283	31,728	12,702																																		

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○専門家の養成等</p> <p>⑨被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 本制度について、より国民の理解を得るため、パンフレット(日本語版、英語版)及び法務省ホームページを更新し、パンフレットについては、全国の各検察庁に備え付け、国民に配布するなどしている。</p> <p>○ 児童虐待防止対策の中核となる児童相談所職員については、所長や児童福祉司について任用資格を定めるとともに、子どもの虹情報研修センターをはじめとして、関係機関において研修を実施しているところ。また、児童虐待防止対策支援事業における「専門性機能強化事業」において、地方自治体が行った研修を補助対象としているところである。(厚生労働省)</p> <p>○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員等への専門研修(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ④に前掲) 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>こころの健康づくり対策研修会(厚生労働省) ・PTSD[心的外傷後ストレス障害]対策専門研修会の実施 20年度は、139名が受講。 13年度から20年度までで合計2,206名が受講 18年度からは、アドバンスコースを設置</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○関係省庁、関係者等の連携</p> <p>⑩これら被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。</p> <p>ウ 加害者に関する対策の推進等</p> <p>○総合的な再犯防止対策の推進</p> <p>⑪関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>警察庁、法務省</p>	<p>○ 17年度より19年度まで行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」では、地域精神保健機関の犯罪被害者支援における関係諸機関との連携に関する調査を実施し、地域精神保健機関における犯罪被害者等支援のためのマニュアル、ガイドラインの作成、書籍、ウェブサイトの作成を行った。また20年度より3年計画で行っている「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入方法の開発に関する研究」の中で、DV被害母子の追跡支援や、医療現場における性暴力被害の実態を調査し、性暴力被害者の心理ケアプログラムの策定を行っている。(厚生労働省)</p> <p>○ 子どもを対象とした暴力的性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報について、法務省から提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査へ活用。(警察庁、平成17年6月～)</p> <p>○ 警察庁に対し、子どもを対象とする暴力的性犯罪等を犯した受刑者の出所予定年月日、出所後の所在等に関する情報提供を実施(平成17年6月1日～)。平成21年5月31日までに情報提供した対象者数は、610人。(法務省)</p> <p>○ 警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結びつきやすい特定の罪名等に係る受刑者の出所情報の提供を実施。平成19年5月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約4万6,000人。(法務省)</p> <p>○ 性犯罪による受刑者・保護観察対象者を対象として国内の実態調査を行ったほか、性犯罪者の再犯状況を調査し分析する等の研究を実施。(法務省 平成17年度)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○その他の加害者対策の推進</p> <p>⑫性犯罪の加害者について、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るとともに、教育プログラムの実施体制等について研究・検討する。</p> <p>エ 啓発活動の推進</p> <p>○啓発活動の推進</p> <p>①性犯罪の防止のために、女性の人権を尊重する啓発活動に努める。また、学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する。</p>	<p>法務省</p> <p>内閣府、 文部科学省</p>	<p>○ 性犯罪対策に先進的に取り組んでいるフランス、ドイツ、英国、米国を対象に、性犯罪の概要、動向及び対策について実地調査を行うなどの研究を実施。(法務省 平成18年度)</p> <p>○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、全国18庁の刑事施設において、受講が必要と判断された受刑者に対して、性犯罪再犯防止指導を実施している。平成20年度末までに、1087名に対して指導を開始。(法務省 平成18年5月24日～)</p> <p>○ 性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官の関与を高めた処遇プログラムを実施している。(法務省) 平成18年4月1日から平成20年12月31日までに新たにプログラム受講を義務付けて実施した人員は、2,035人。</p> <p>○ 女性に対する暴力をなくす運動(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日)(7(1)ア①に前掲)</p> <p>○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、全国フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年がメディアを安全・安心に利用するための推進体制を整備するとともに、携帯電話のインターネット利用に際しての問題などの意識啓発を促す。(文部科学省 平成19年度～) ○ 学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学習活動を充実する」こととしている。中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実に努める」こととしている。(文部科学省 平成14年度～) ○ 小学校の新学習指導要領では、「総則」に「コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身に付ける」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。また、中学校の新学習指導要領では、「総則」に、コンピュータや情報通信ネットワークを「適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。高等学校の新学習指導要領では、「総則」に「適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。なお、高等学校の共通教科「情報」について、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、従来の3科目の内容を再構成し、「社会と情報」「情報の科学」の2科目構成(選択必修)とした。(文部科学省 小中:平成21年度より一部先行実施、高:平成22年度より一部先行実施)